

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成17年2月9日提出

長岡市・与板町合併協議会
会長 森 民 夫

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 編入される与板町の農業委員会は、長岡市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 農業委員会の委員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項及び第2項の規定を適用し、次のとおりとする。
 - (1) 編入される与板町の農業委員会の選挙による委員のうち2人に限り、引き続き長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

この場合において、長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任する者は、編入される与板町の農業委員会の選挙による委員の互選により定めることとする。
 - (2) 任期は、長岡市の農業委員会の委員の残任期間とする。

3 合併後最初に行われる一般選挙からは、長岡市農業委員会の選挙による委員の定数を40人とする。

また、農業委員会の区域を分け選挙区を設けるものとし、与板町の現在の行政区域を区域とする選挙区を設置するものとする。